登録 RID 更新手順

- 1. 目的
- 1. 1 この手順は、ICカードのアプリケーション提供者が、登録RIDを更新するための手順を定める。
- 1. 2 この手順は、一般財団法人 日本規格協会(以下、当協会という) が登録 RID 更新申請を受け、更新通知を行う手順を定める。
- 2. 更新申請
- 2. 1 更新期限

登録RIDは、登録日を起算として2年毎に更新されなければならない。

2. 2 更新申請手続き

更新申請に当たっては、次のものを当協会に提出する。

- (1) 「登録 RID 更新申請書(AID F1003-01)」
- (2) 「登録情報内容確認·変更連絡書」
- (3) 更新料を下記の指定口座に振り込んだことを証明する資料の写し。 (振り込み手数料は、申請者側で負担するものとする)

更新料: 1件あたり 5,500円 (消費税込み)

指定口座:銀行名 三菱UFJ銀行

支 店 名 銀座通支店

口座番号 普通預金 0150249

口座名義 ザイ) ニポンキカクキョウカイ

一般財団法人 日本規格協会

注1: 更新申請に必要な書類は、更新期限の約2ヶ月前に当協会からメールにて送られるものを使用する。

注2: 更新は、更新期限の1週間前までに手続きをとるものとする。

注3:組織の合併、営業譲渡によって、RID 登録の移転が合意された、又は親会社・子会社間で RID 登録 の移転が合意されたことによって組織の名称が変更になる場合は、"組織名称変更願い"を当協会に 提出し受理されなければならない。(具体的な手続きは審査登録事業部 認証管理チームにお問い合わ せください)

登録 RID の使用を中止し、更新を行わない場合は、次のものを当協会に提出する。

(1) 「登録 RID 放棄連絡書(AID F1003-02)」

3. 更新審査

3. 1 申請資料の確認

申請資料を確認し、不備がない場合は審査を行う。記入漏れ、又は入金を証明する資料の添付が無い場合は、 不備通知を行う。不備事項が満たされた後に審査を行う。

3. 2 審査

- (1) 申請者が、引き続き "法的に登記され、活動を行っている実体のある組織、又はその子会社" に該当することを確認する。確認できる場合は登録 RID を更新する。
- (2) 確認の結果、引き続き該当していることに疑義がある場合は、証明書等の提出を求める。証明書等によ

って基準を満たしていることが確認された場合は、登録 RID を更新する。

3. 3 登録 RID の廃止

- (1) 「登録 RID 放棄連絡書」が送られてきた場合は、登録 RID を廃止する。
- (2) 不備通知後, 更新期限を1ヶ月超えて不備事項が満たされない場合は, 登録 RID を廃止する。この場合, 更新料が振り込まれていても返金は行わない。
- (3) 申請者が、引き続き "法的に登記され、活動を行っている実体のある組織又はその子会社" に該当する ことが証明されない場合は、登録 RID を廃止する。この場合、更新料が振り込まれていても返金は行わない。

4. 登録 RID 更新の通知

当協会は、審査の結果、引き続き基準を満たすと決定された申請者の登録 RID を更新し、審査開始後 7 営業日以内に申請者に通知する。

5. 様式

AID F1003-01 登録 RID 更新申請書 AID F1003-02 登録 RID 放棄連絡書

> < 資料送り先/問い合わせ先 > 日本規格協会ソリューションズ株式会社 審査登録事業部 認証管理チーム

〒108-0073 東京都港区三田 3 丁目 1 1-2 8 三田 Avanti 電話: 050-1742-6335 FAX: 050-3535-8529 電子メール: rid@jsa.or.jp